

継続・新規	審査結果(可・否)
児童名	

【基本指数】

保護者の状況

番号	児童の保育にあたれない理由		基本指数	父	母	
1	居宅外勤務	日中6時間以上の就労	週5日以上(月20日以上)	勤務終了後直ちに帰宅した時間が午後6時以降	10	
				午後5時～午後6時前	9	
				午後4時～午後5時前	8	
			週4日(月16～19日)	勤務終了後直ちに帰宅した時間が午後6時以降	9	
				午後5時～午後6時前	8	
				午後4時～午後5時前	7	
			週3日(月12～15日)	勤務終了後直ちに帰宅した時間が午後6時以降	8	
				午後5時～午後6時前	7	
				午後4時～午後5時前	6	
2	居宅内勤務	日中6時間以上の就労	週5日以上(月20日以上)	勤務終了時間が午後6時以降	9	
				午後5時～午後6時前	8	
				午後4時～午後5時前	7	
			週4日(月16～19日)	勤務終了時間が午後6時以降	8	
				午後5時～午後6時前	7	
				午後4時～午後5時前	6	
			週3日(月12～15日)	勤務終了時間が午後6時以降	7	
				午後5時～午後6時前	6	
				午後4時～午後5時前	5	
	内職	内職を常態(週3日、1日6時間以上)	5			
3	出産		出産月及び当該月の前後それぞれ2か月	8		
4	疾病		入院	10		
			常時病臥	9		
			通院(一般療養)	5～7		
5	障害		身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳 1～2級(度)	10		
			身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳 3級(度)	8		
			身体障害者手帳、愛の手帳 4級(度)	6		
6	介護・看護	日数により居宅外勤務に準ずる	病院・施設等(日数に応じて)	6～10		
			寝たきり高齢者、重度心身障害者	9		
			自宅療養	5～7		
7	就学・技能習得	居宅外勤務に準ずる	保護者が就学・技能習得等のため外出を常態としている場合	居宅外勤務に準ずる		
8	ひとり親・不存在		ひとり親・不存在(死亡、別居、行方不明、単身赴任等)	10		
9	その他	緊急時の対応	火災等による家屋の損傷で復旧までの間保育できない場合	10		
			保護者の事故等により保育できない場合	10		
			求職中(原則として2か月)	5		
10	特例		前各号に掲げるもののほか、明らかに保護に欠けると認められる場合	5～10		

【調整指数】

1 同居の家族等の状況			(1) 基本指数	
(1) ひとり親世帯・両親不存在……	+2		点	
ひとり親に準ずる世帯(離婚調停中で別居、単身赴任)……	+1			
(2) 保護者の帰宅が午後3時～午後4時前(1年生のみ)	-1		(2) 調整指数	
(3) 父母以外の同居者(20歳以上70歳以下)が就労、就学、療養等の状況がなく、放課後保育にあたる場合	-0.5		点	
(4) 未就学児がいる世帯 0～3歳児 一人につき	+1			
(5) 重複該当(就労中で疾病、障害、介護・看護、就学等に該当の場合)	0～+2		《特記事項》	
2 児童の状況				
(1) 学年	□1年生…… +5	□4年生…… -2		
	□2年生…… +2	□5年生…… -3		
	□3年生…… -1	□6年生…… -4		
(2) 児童の出席率	□80%以上…… +1			
【※出席率は、4月から11月までの平均とする。】	□70%～80%未満…… 0			
	□60%～70%未満…… -1			
	□50%～60%未満…… -2		総合指数 (1) + (2)	
	□50%未満…… -3			
(3) 週2日以上、定期的に早帰りをする場合	-1			
(4) 午後6～7時の延長保育を利用する場合	+0.5			
3 育成料を正当な理由なく3か月以上滞納している場合(兄弟姉妹にかかる育成料を含む)	-2		点	
4 児童本人が身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合、または特別支援学校、特別支援学級に通っている場合	+3			
5 児童福祉等の観点から特別の配慮が必要と認められる場合、その他、上記に掲げる場合のほか、明らかに調整が必要と認められる場合	-3～+3			

備考

- (1) 保護者の就労状況等を番号1から10に掲げる指数【基本指数】に基づいて審査する。
保護者のそれぞれについて基本指数を求め、合算して当該児童の指数とする。
決定した世帯の指数に、別に定める【調整指数】を加減算する。
- (2) 利用の決定は、総合指数（【基本指数】＋【調整指数】）をもとに、保護者の就労等家庭の状況、児童の自立度、子育て支援の観点から総合的に判断する。
- (3) 勤務日数には、日曜日を含まない。勤務時間数には、休憩時間を含む。
- (4) 交代制勤務者及び深夜勤務者等については、睡眠時間を考慮して判断する。
- (5) 「居宅内勤務」は、勤務先が自宅と同一住所の場合をいう。
同一ビル内や同一敷地内等の近隣の場合も「居宅内勤務」として扱う。
- (6) 「常時病臥」とは、昼間の大半を病床で過ごしている状態をいう。
- (7) 児童の保育が必要な状況が複数ある場合は、指数の高い方とする。
- (8) 《特記事項》欄は、保育に欠ける状況等について、指数に反映できない事項があった場合に記入する。